

## 森林公園鳥獣保護区特別保護地区の指定について

森林公園鳥獣保護区内にある特別保護地区は、令和4年10月31日をもって指定期間が満了するため、令和14年10月31日までの10年間、再指定を行うことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により愛知県環境審議会に諮問するものである。

### 1 森林公園鳥獣保護区特別保護地区の概要

森林公園鳥獣保護区は、名古屋市及び尾張旭市にまたがる「愛知県森林公園」を中心とする約1,290haの区域であり、そのうち約165haを特別保護地区に指定しており、これを再指定する。

所在地：名古屋市（約15ha）及び尾張旭市（約150ha）

経緯：昭和37年 森林公園鳥獣保護区（約1,290ha） 指定

昭和42年 特別保護地区（約166ha） 指定

昭和57年 民有地の1haを特別保護地区から除く

（保護区の指定期間を10年に定め、10年毎に指定している。）

### 2 特別保護地区について

特別保護地区は、鳥獣保護区の中で特に鳥獣の保護を図るために必要である区域を指定するもので、愛知県内には当該地区を始め4地区が指定されている。

#### (1) 特別保護地区内の規制等

- ・狩猟は禁止。ただし、農業被害等がある場合、捕獲許可を得れば捕獲は可能。
- ・工作物の新築・改築・増築・水面の埋め立て・干拓・木竹の伐採等が原則禁止されるが、鳥獣の保護に支障がないと認められる場合は、許可を得れば可能。

#### (2) 特別保護地区指定の効果

本特別保護地区は、市街地の中にありながら広大な森林が広がっており、当該鳥獣保護区の中でも愛知県森林公園エリアはシデコブシ、シラタマホシクサ等「東海丘陵要素」と呼ばれるこの地域特有の植物が生育している貴重な地域であるとともに、クロガネモチ、ナンキンハゼ、ウメモドキ等鳥類の餌となる実をつける植物が豊富にあることから、鳥獣保護区の中でも鳥類の採餌場として特に重要な地域である。

特別保護地区指定の効果もあり、市街地やその近郊での鳥獣の良好な生息地として維持されている。

### 3 愛知県森林公園の状況

昭和9年に開園した愛知県森林公園は市街地にありながら広大な森林が広がっており、芝生広場、森林の散策コース、植物園など、県民が身近に自然を楽しむことができる施設となっている。毎月、季節の野鳥や植物等を観察する自然ウォッチングが開催されている

ほか、NPOによる探鳥会も行われている。現在は指定管理者制度により、株式会社ウッドフレンズが管理を行っており、令和3年度の年間利用者数は約1,039千人である。

### 4 利害関係人等の意見聴取等

#### (1) 利害関係人の意見について

令和4年2月3日から令和4年3月4日まで、利害関係人に対し指定に関する意見を聴取したところ、すべての利害関係人から賛成の意見を得た。

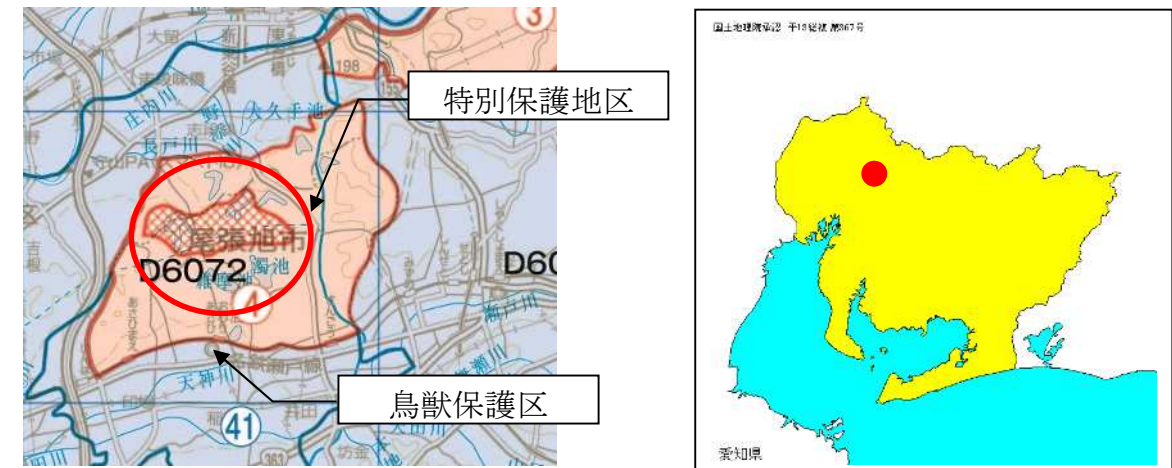
#### ○ 意見聴取先（12団体）

名古屋市、名古屋市守山区、なごや農業協同組合、名古屋市連合猟友会、日本野鳥の会愛知県支部、名古屋市農業委員会、尾張旭市、あいち尾東農業協同組合、城山連合自治会、旭丘連合自治会、瀬戸猟友会尾張旭支部、尾張旭市農業委員会

#### (2) 公告・縦覧について

令和4年4月8日から4月21日まで、自然環境課及び尾張県民事務所環境保全課において公告・縦覧をしたところ、意見書の提出はなかった。

### 5 位置図



### 6 今後のスケジュール

- 7月19日 環境審議会自然環境保全部会
- 7月下旬 環境審議会答申
- 8月中旬 環境省届出
- 10月下旬 指定告示